【規程番号　行法Ⅷ－002】

学校法人行吉学園資産運用規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園寄附行為第 28 条並びに学校法人行吉学園経理規程第 32 条に基づき、本学園の資産運用についてその管理体制及び責任と権限を定めるものとする。

（運用の基本原則）

第２条　運用の基本原則は、次のとおりとする。

（1）元本回収の確実性

（2）支払資金としての流動性の確保

（3）運用資産としての効率性の追求

２　運用に際しては、安全性を第一とし、かつ有利に運用することにより、中・長期的な資産形成を図ることを目的とする。

（運用資産）

第３条　この規程により運用する資産は預貯金、有価証券等とする。

２　運用の対象は学校法人 行吉学園資産運用基準で定めるものとする。

（運用資産の区分・範囲）

第４条　運用資産の区分は、次のとおりとする。

（1）長期運用資産（１年以上）

（2）短期運用資産（１年未満）

２　長期運用に充当することができる資産は、次のとおりとする。

（1）第２号基本金引当資産

（2）第３号基本金引当資産

（3）退職給与引当特定資産

（4）減価償却引当特定資産

（5）その他の引当特定資産

（6）現金預金

３　前項に定める各資産等の金額は、前年度末貸借対照表による。

（理事会の権限及び責務）

第５条　理事会の資産の運用管理に関する権限及び責務は、次のとおりとする。

（1）理事会は、資産の運用管理に係る全ての権限を有し、資産運用規定、資産運用基準　の制定及び改正を以って学校法人行吉学園の健全経営に係る責務を負うものとする。

（2）理事会は、学校法人行吉学園資産運用基準に定められた範囲内における業務執行権限を常任理事会に委譲するとともに、その責務を負うものとする。

（常任理事会の権限及び責務）

第６条　常任理事会は、理事会より委譲された資産運用業務の執行に係る権限を有するとともに運用状況を理事会に報告する責務を負うものとする。

（投資及び売却の金額権限）

第７条　運用元本の回収に確実性があるものの投資及び売却の決定は、次のとおりとする。ただし、預貯金は除くものとする。

（1）１件当り５億円を超える場合は、理事会の決定による。

（2）１件当り５億円以下の場合は、常任理事会の決定による。

２　前項の定めにかかわらず、時価が簿価の 80％を下回った場合、又は下回ることが予想される場合等、緊急を要する場合は理事長の権限で処理することができる。

（資産運用部署等）

第８条　資産運用の担当部署は、財務企画部とする。

２　資産運用責任者は、財務企画部長とし運用方針に基づいて運用判断の情報収集や運用実行計画の策定、運用銘柄の選定、及び取引の実行を行う。また、運用状況を随時理事長に報告するとともに３カ月に一度常任理事会で報告し、決算を審議する理事会で報告しなければならない。

３　資産運用担当者は、財務企画部財務企画課長とし運用資産の管理、取引内容の確認及び受渡等の事務処理を行う。

（理事長の責務）

第９条　理事長は、資産運用状況について随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

（監事の責務）

第 10 条　監事は、資産運用状況について資産運用責任者から定期的に報告を受けるものとし、必要と判断した場合は、その結果について理事会に報告しなければならない。

（監査法人による監査及び指導）

第 11 条　監査契約を締結している監査法人が実施している監査において、資産運用の状況が資産運用規程及び資産運用基準に適合しているかについて監査・指導を受けるものとする。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。